

八百津町ふるさと応援寄附金プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

本業務の委託業務名は第地委-20号「八百津町ふるさと応援寄附金プロモーション業務」とする。

2 業務内容

「八百津町ふるさと応援寄附金プロモーション業務仕様書」に基づく委託業務一式

3 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

4 見積限度額

1,492,700円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加資格要件

- (1) 八百津町入札参加資格者名簿に業種「その他の業務」で登録されている者であること。
- (2) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験者等を有した者を従事させることができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定に基づく八百津町の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 選定結果の通知の日までの間、八百津町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の

規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党を推薦、支持又は反対する目的の団体でないこと。
- (7) 「八百津町暴力団排除条例」(平成 24 年 6 月 20 日条例第 14 号)及び八百津町が行う契約者からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 22 年 9 月 1 日訓令甲第 28 号)に違反していない者に基づく措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

6 日程(全て令和7年)

公募開始	4月30日(水)
質問書受付期限	5月7日(水)正午まで
質問書回答	5月9日(金)
参加表明書等提出締切	5月12日(月)午後5時15分まで
企画提案書提出期限	5月19日(月)午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	5月23日(金)
審査選定結果通知	5月27日(火)

7 質問及び回答

本公募に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月7日(水)正午まで

(2) 提出方法

質問は、件名に「八百津町ふるさと応援寄附金プロモーション業務」を明記の上、質問書(様式第2号)により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

八百津町地域振興課地域振興係

furusato@town.yaotsu.lg.jp (TEL:0574-43-2111)

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問者に対して令和7年5月9日(金)までに電子メールで回答する。

8 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、関係書類を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

- ・参加表明書(様式第1号)及び納税に関する証明書
- ・会社の概要がわかる書類(任意様式・パンフレット可)

※納税証明書は発行から3か月以内のもの。

(2) 提出期間

令和7年5月12日(月)午後5時15分まで

(3) 提出方法

郵送又は持参とし下記に提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便で送付することとし、持参の場合は提出期限日までの役場開庁日において、午前8時30分から午後5時15分までの間で受付する。

住所:岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2

担当部署:八百津町役場 地域振興課 地域振興係 ふるさと納税担当

連絡先:0574-43-2111

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和7年5月16日(金)までに参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

9 提案書等の提出方法

提案資料の様式はA4判の任意様式とする。

提出する提案書等は各参加者1提案とし、仕様書の内容を含んだ提案書等を提出すること。

(1) 提出締切

令和7年5月19日(月) 午後5時15分まで

(2) 提出場所

参加表明書の提出先場所と同じ。

(3) 提出方法

参加表明書の提出方法と同じ。

(4) 提出物

- ① 企画提案書等届出書(様式第3号)
- ① 提案書 ※作成方法については後述「提案書等作成方法」を参照のこと
- ② 費用見積書 見積額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ額とする。費用の内訳を実施内容ごとに記載すること。
- (5) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

10 提案書等作成方法

- (1) A4判 ※A3折込可、A3の場合はA4 2ページ分とする。縦判横判は問わない。
- (2) 片面印刷
- (3) ページ下部に、ページ番号を振ること
- (4) 10ページ(表紙・費用見積書を除く)
- (5) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (6) 説明に当たっては、参加者が作成する図又はイラストを用いることができる。なお、複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできない。

10 審査

- (1) 審査委員会の設置
業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。
- (2) 審査の対象
審査の対象となる者は、期限までに関係書類の提出をした者とする。
- (3) 審査方法
提出された関係書類及び提案者によるプレゼンテーションにより審査をする。ただし、提案事業者が6者以上となる場合は、書面による1次審査を実施する可能性がある。
後述の評価項目について、合計得点の最も高い者を委託契約交渉順位第一位の第一候補者として、次点の者を第二候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の候補者として選定する。
- (4) 参加者が1事業者の場合について
審査において、各審査委員の合計の平均が70点以上であれば、その提案者を契約候

補者として決定する。

(5) プレゼンテーション審査の実施

- ①令和7年5月23日(金)に、プレゼンテーションを行う。会場は、別途通知する。
- ②プレゼンテーションは、各提案者30分以内(提案20分以内、質疑10分以内)で設定する。
- ③プレゼンテーションで使用する機材は、モニター、モニターとつなぐHDMIケーブルを町側で準備する。その他は提案者で必要に応じて用意すること。
- ④プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。
- ⑤プレゼンテーション時の参加人数は最大2名とする。

(6) 結果の通知

審査結果は対象者全員へ個別に電子メール及び文書で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。また、評価の公平性及び透明性を確保するため、本町のホームページ上で評価結果を公表する。

11 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 書類の提出後は、差し替えや削除、また町が必要と認め資料の追加を求めた場合を除き、追加等は一切認めない。
- (3) 書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

12 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさない(満たさなくなった)者による提案をした場合
- (2) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 契約限度額を上回っている場合

13 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に八百津町と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、八百津町が示した仕様書及び委託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、八百津町と委託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。委託候補者との協議が整わなかった場合や委託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。
- (3) 感染症等の状況に応じて、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明会のために、その写しを作成し、使用することができる。

15 審査基準

提案内容	評価のポイント	配点
基本方針	・本町のふるさと納税の状況や仕様書を踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。 ・寄附額の増額が見込める提案となっているか。	10
返礼品開拓業務	・返礼品及び提供事業者の開拓、新たな返礼品の開発について、掲載数が増え実効性のある提案があるか。	20
画像編集業務	・返礼品の訴求力向上に資する取組や対策について具体的に提案されているか。 ・見やすく興味を引くデザインとなっているか。	20
プロモーション業務	・本町の認知度向上、寄附拡大に向けた効果的な広告・宣伝戦略の提案があるか。	20
独自提案	・仕様書の内容をおさえた上で、創意工夫された独自性の	10

	ある提案がなされているか。	
業務実績	・過去に同種又は類似業務を実施した実績が認められるか。	5
業務実施体制	・業務実施体制について現実的かつ明確な記述があり、企画提案を円滑に進める上で必要な技術や経験等を持つ人材を確保できているか。 ・早期運営可能な内容となっているか。	5
見積金額	・業務内容に対して適正な経費が積算され、企画提案内容に対してコストパフォーマンスに優れているか。	10